

環境カウンセラー新規登録者 更新手続のご案内

九州地方環境事務所

環境対策課



環境カウンセラーについて

環境カウンセラー登録制度とは

○「環境カウンセラー登録制度実施規程(平成8年9月5日環境庁告示第54号)」に基づき、環境省が実施している登録制度です。

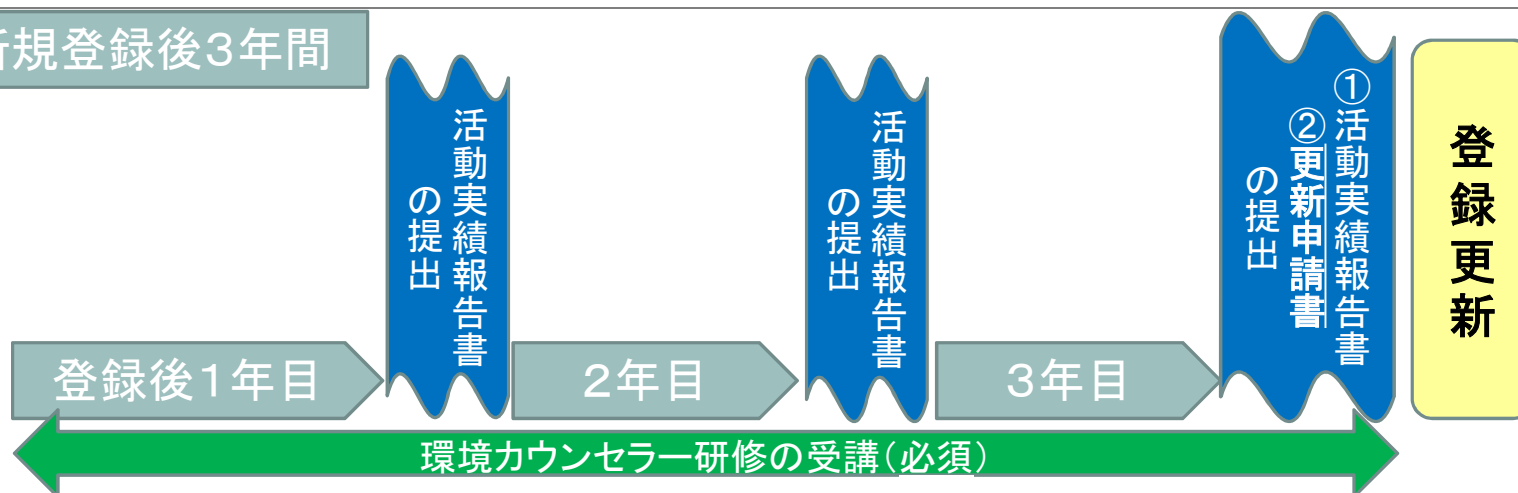
環境カウンセラーとは

○市民・事業活動において環境保全に関する豊富な経験や専門的知識を有し、その経験や知見に基づき、市民・NGO・事業者などが行う環境保全活動に対し、助言など(=環境カウンセリング)を行う人材として登録されている方々です。

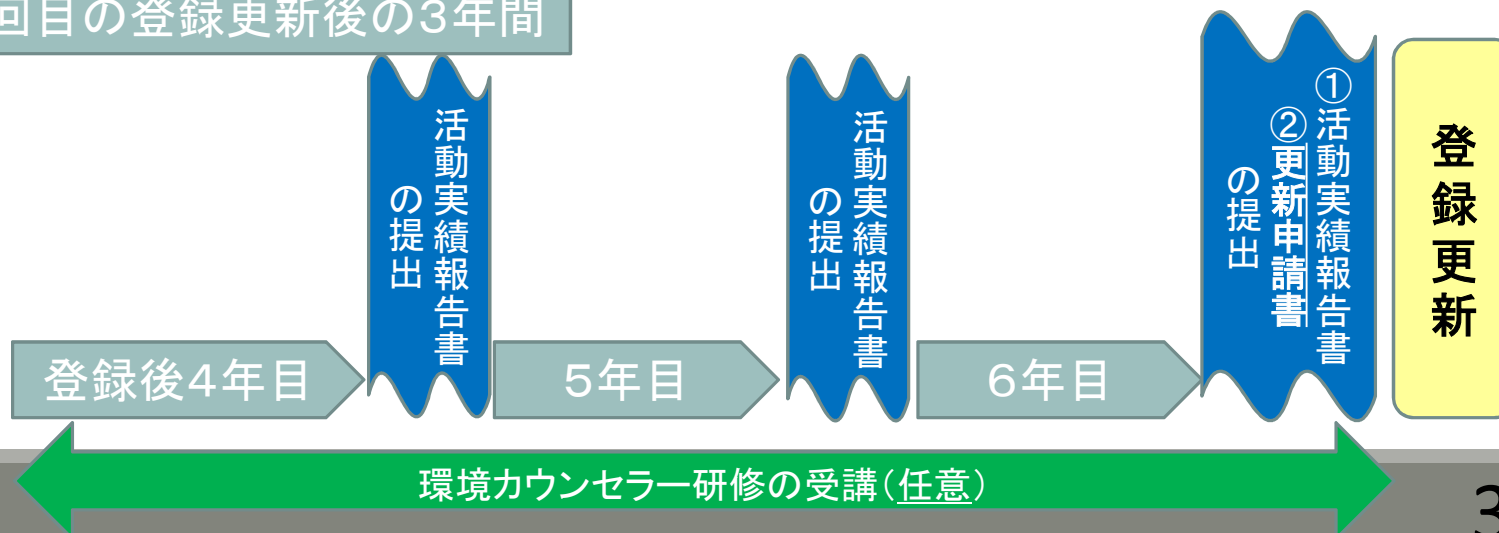
○環境カウンセラーは自らの経験を生かし、環境保全活動の広がり等に寄与していくことが期待されています。

登録後の手続の流れ

新規登録後3年間



1回目の登録更新後の3年間



更新に必要な手続

○毎年の活動実績等報告書の提出

- ・ 2月末日までに、ウェブページ又はメールで提出(メール等が利用できない限り、簡易書留でも提出)
- ・ ウェブページによる提出の場合、ウェブページ上で直接入力。この場合、カウンセラー検索結果画面で写真と共に報告書の内容を紹介することが可能。
- ・ メールによる提出の場合、提出用様式(エクセル)を添付して提出。様式はウェブページからダウンロード可能

○3年ごとの登録更新申請書の提出

- ・ 10月～2月末にメールで提出(メール等が利用できない限り、簡易書留又はFAXで提出)
- ・ 提出物は、登録更新申請書(ウェブページからダウンロード可能)、登録証の写し(画像等も可)

→いずれも環境カウンセラーのウェブページに説明あり

注意点

・メールアドレス変更について

環境カウンセラー全国事務局からのお知らせについては、原則ウェブサイト及びメールで行っているところです。

重要な案内をお届けできない場合もありますので、登録済みメールアドレスを変更される際は、必ず全国事務局にご連絡ください。

ご参考

環境カウンセラーのウェブページでは、「環境カウンセラー活用ヒント&活動事例集」を掲載しています。

環境カウンセラーを活用したい方向けのパンフレットですが、環境カウンセラーの方にとっても活動事例の参考になるとと思いますので、ぜひご覧ください。

